

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年8月10日

【四半期会計期間】 第66期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

【会社名】 株式会社永谷園ホールディングス

【英訳名】 NAGATANIEN HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永谷 泰次郎

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋二丁目36番1号

【電話番号】 03-3432-2511(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部経理部長 江口 輝

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋二丁目36番1号

【電話番号】 03-3432-2511(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部経理部長 江口 輝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期 連結累計期間	第66期 第1四半期 連結累計期間	第65期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	22,303	24,944	98,899
経常利益 (百万円)	594	1,338	3,184
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	244	1,015	1,659
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7	291	2,202
純資産額 (百万円)	30,952	33,835	33,824
総資産額 (百万円)	88,475	89,094	89,786
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	6.80	28.21	46.14
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	35.1	36.8	36.5

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1)財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られ、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。しかしながら、貿易摩擦など世界経済における不確実性への懸念により、依然として先行きは不透明な状況が継続しております。

このような経営環境の下、当社グループは、「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として企業活動を行ってまいりました結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高249億44百万円（前年同期比11.8%増）となりました。利益面につきましては、営業利益10億11百万円（同71.9%増）、経常利益につきましては、為替差益を計上したことにより13億38百万円（同125.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、特別利益を計上したことにより10億15百万円（同316.0%増）となりました。

以下、セグメントの状況は次のとおりであります。

#### 国内食料品事業

永谷園においては、5月17日の「お茶漬けの日」にちなんで、プロ野球公式戦での「お茶漬けの日スペシャルマッチ企画」やコンビニエンスストアとのお茶づけ商品を使ったお弁当等の「コラボ企画」など、「お茶づけ商品」の拡売に向けた取り組みを実施いたしました。

また、「松茸の味お吸いもの」においては、広告宣伝と連動した新たなアレンジレシピの提案により汎用性を訴求することで、更なる需要拡大を図りました。

新商品では、2018年6月に発売した、はまぐりの上品な味わいを手軽に楽しむことができるお吸いもの「はま吸い」がご好評いただき、好調に推移いたしました。

藤原製麺においては、生ラーメンなどが堅調に推移し、売上に貢献いたしました。また、新商品として、北海道限定で挽きぐるみそば粉を使用した「早ゆで90秒！ざるそば二人前」を発売いたしました。

以上の結果、国内食料品事業の売上高は160億89百万円（前年同期比0.6%増）となりました。

#### 海外食料品事業

Chaucer Groupにおいては、米国市場を中心に企業向けフリーズドライフルーツ製品の売上が好調に推移いたしました。また、前第3四半期連結会計期間末より、主に米国アジアフードカテゴリー向けに麺商品を供給しているMAIN ON FOODS, CORP.を新たに連結の範囲に含めております。

以上の結果、海外食料品事業の売上高は57億89百万円（前年同期比73.2%増）となりました。

#### 中食その他事業

麦の穂グループにおいては、「ピアードパパ」にて、「クッキー&クリームシュー(3月)」等の月替りの限定シュークリームを販売し、売上に貢献いたしました。また、お客様の好みに合わせて様々な生地とクリームの組み合わせが楽しめる「春のシュークリーム祭り」もご好評をいただきました。

以上の結果、中食その他事業の売上高は30億65百万円（前年同期比3.2%増）となりました。

財政状態の状況は次のとおりであります。

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末より6億92百万円減少し、890億94百万円となりました。これは主に、機械装置及び運搬具並びに投資有価証券が増加したものの、建設仮勘定及びのれん並びに現金及び預金が減少したことによるものです。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末より7億2百万円減少し、552億59百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加したものの、長期借入金及び流動負債その他に含まれる未払金が減少したことによるものです。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は主に、為替換算調整勘定が減少したものの、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金が増加したことにより338億35百万円となりました。この結果、純資産から非支配株主持分を控除した自己資本は、前連結会計年度末より39百万円増加の328億11百万円となり、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ0.3ポイント上昇の36.8%となりました。

(2)経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

### (3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

#### 2) 基本方針の実現に資する取組みについて

創業以来、当社グループは創意と工夫で他にはない優れた価値を持つ商品やサービスをお客様にお届けしようと努力してまいりました。その結果、今日の「永谷園ブランド」を確立することができました。そして、「永谷園ブランド」を支持してくださるお客様の期待に応えるためにも、当社グループは、グループ全体の持続的な成長と企業価値向上に努めてまいります。

これらの課題を着実に実行することで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

#### 3) 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

本プランの概要につきましては、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載されている2017年5月12日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

（当社ホームページ：[http://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/library\\_brief\\_note.html](http://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/library_brief_note.html)）

##### (1) 本プランに係る手続き

###### 対象となる大規模買付等

本プランは当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものいたします。

###### 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等の際に本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

#### 「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を日本語で提供させていただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会で延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を「意向表明書」受領から最大で60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了した時は、その時点で直ちに取締役会評価期間（にて後述いたします）を設定するものといたします（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります）。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後又は情報提供期間満了後、その翌日を開始日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定し、開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合は、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

#### 取締役会の決議

当社取締役会は、上記に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、( )買付者等が大規模買付等を中止した場合又は( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### 大規模買付等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものといたします。

## (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことといたします。

(3) 本プランの有効期間、変更及び廃止

本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが変更又は廃止された場合には、当該変更又は廃止の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

4) 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されております。

(3) 株主意を重視するものであること

本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。上記3)(3)に記載のとおり、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う当社取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3)(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3)(3)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成を一度に変更することができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、1億69百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,000,000
計	116,000,000

(注) 2018年6月28日開催の第65回定時株主総会において、当社普通株式について2株を1株の割合で併合する旨、及び株式併合の効力発生日(2018年10月1日)をもって、発行可能株式総数を116,000,000株から58,000,000株に変更する旨の定款変更が承認可決されました。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年8月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	38,277,406	38,277,406	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	38,277,406	38,277,406	-	-

(注) 2018年6月28日開催の第65回定時株主総会において、株式併合の効力発生日(2018年10月1日)をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の定款変更が承認可決されました。

なお、株式併合後の発行済株式総数は、19,138,703株減少し、19,138,703株となります。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自2018年4月1日 至2018年6月30日	-	38,277	-	3,502	-	6,409

(注) 2018年6月28日開催の第65回定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(2018年10月1日)をもって、発行済株式総数は、19,138千株となります。

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,296,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,676,000	35,676	-
単元未満株式	普通株式 305,406	-	-
発行済株式総数	38,277,406	-	-
総株主の議決権	-	35,676	-

【自己株式等】

2018年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社永谷園 ホールディングス	東京都港区西新橋 二丁目36番1号	2,296,000	-	2,296,000	6.00
計	-	2,296,000	-	2,296,000	6.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	8,481	7,856
受取手形及び売掛金	14,022	14,269
商品及び製品	5,428	5,488
仕掛品	1,393	1,386
原材料及び貯蔵品	5,357	5,547
その他	1,831	1,813
貸倒引当金	34	30
流動資産合計	36,480	36,330
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	18,387	18,340
減価償却累計額	11,624	11,612
建物及び構築物（純額）	6,763	6,727
機械装置及び運搬具	25,204	25,923
減価償却累計額	17,534	17,483
機械装置及び運搬具（純額）	7,669	8,439
土地	11,251	11,100
リース資産	2,199	2,115
減価償却累計額	1,034	980
リース資産（純額）	1,164	1,135
建設仮勘定	1,126	167
その他	2,496	2,484
減価償却累計額	1,950	1,973
その他（純額）	545	510
有形固定資産合計	28,521	28,081
<b>無形固定資産</b>		
のれん	13,760	13,030
その他	170	220
無形固定資産合計	13,930	13,250
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	8,126	8,712
その他	2,816	2,809
貸倒引当金	89	90
投資その他の資産合計	10,853	11,431
<b>固定資産合計</b>	53,305	52,763
<b>資産合計</b>	89,786	89,094

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,884	6,584
電子記録債務	2,731	2,557
短期借入金	6,808	7,870
未払法人税等	590	701
賞与引当金	608	473
その他	7,583	7,172
流動負債合計	25,207	25,359
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	16,752	15,748
役員退職慰労引当金	68	73
退職給付に係る負債	288	274
資産除去債務	248	252
その他	3,396	3,551
固定負債合計	30,754	29,899
負債合計	55,961	55,259
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,502	3,502
資本剰余金	6,197	6,197
利益剰余金	25,444	26,238
自己株式	2,053	2,055
株主資本合計	33,092	33,884
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,345	2,748
土地再評価差額金	3,340	3,398
為替換算調整勘定	631	455
退職給付に係る調整累計額	43	33
その他の包括利益累計額合計	320	1,072
非支配株主持分	1,052	1,023
純資産合計	33,824	33,835
負債純資産合計	89,786	89,094

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
売上高	22,303	24,944
売上原価	12,901	14,925
売上総利益	9,402	10,019
販売費及び一般管理費		
販売促進費	2,910	2,907
賞与引当金繰入額	144	125
退職給付費用	70	64
その他	5,687	5,910
販売費及び一般管理費合計	8,813	9,008
営業利益	588	1,011
営業外収益		
受取利息	1	3
受取配当金	89	62
持分法による投資利益	9	-
為替差益	-	266
不動産賃貸料	30	42
その他	34	41
営業外収益合計	164	416
営業外費用		
支払利息	67	59
持分法による投資損失	-	2
為替差損	37	-
その他	53	28
営業外費用合計	158	89
経常利益	594	1,338
特別利益		
固定資産売却益	-	267
補助金収入	23	-
特別利益合計	23	267
特別損失		
減損損失	1	7
店舗閉鎖損失	9	13
特別損失合計	11	21
税金等調整前四半期純利益	607	1,584
法人税等	384	534
四半期純利益	223	1,049
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失( )	21	34
親会社株主に帰属する四半期純利益	244	1,015

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
四半期純利益	223	1,049
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	232	402
繰延ヘッジ損益	99	-
為替換算調整勘定	450	1,150
退職給付に係る調整額	12	10
持分法適用会社に対する持分相当額	110	-
その他の包括利益合計	216	758
四半期包括利益	7	291
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	27	320
非支配株主に係る四半期包括利益	20	29

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(単元株式数の変更及び株式併合等)

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、2018年6月28日開催の第65回定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決され、2018年10月1日でその効力が発生いたします。

(1) 単元株式数の変更及び株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

また、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、2株を1株とする株式併合を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

併合する株式の種類

普通株式

併合の方法・比率

2018年10月1日をもって、2018年9月30日(実質上2018年9月28日)の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(2018年3月31日現在)	38,277,406株
併合により減少する株式数	19,138,703株
併合後の発行済株式総数	19,138,703株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して売却処分し、その代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 併合後の発行可能株式総数

58,000,000株

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、2018年10月1日をもって、株式併合の比率(2分の1)に応じて発行可能株式総数を従来の116,000,000株から58,000,000株に減少いたします。

(5) 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(6) 単元株式数及び株式併合の変更の日程

取締役会決議日	2018年5月11日
株主総会決議日	2018年6月28日
単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日	2018年10月1日

(7) 1株当たり情報に及ぼす影響

株式併合が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり四半期純利益	13.60円	56.43円

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
減価償却費	586百万円	637百万円
のれんの償却額	197	217

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自2017年4月1日 至2017年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	278	7.75	2017年3月31日	2017年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自2018年4月1日 至2018年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	278	7.75	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2017年4月1日 至2017年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内食料品 事業	海外食料品 事業	中食その他 事業			
売上高						
外部顧客への売上高	15,990	3,342	2,971	22,303	-	22,303
セグメント間の内部売上高又は 振替高	32	-	13	46	46	-
計	16,022	3,342	2,984	22,350	46	22,303
セグメント利益又はセグメント 損失( )	1,188	40	7	1,156	567	588

(注)1 セグメント利益又はセグメント損失の調整額 567百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 568百万円、セグメント間取引消去0百万円が含まれております。全社費用は、主に持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自2018年4月1日 至2018年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	国内食料品 事業	海外食料品 事業	中食その他 事業			
売上高						
外部顧客への売上高	16,089	5,789	3,065	24,944	-	24,944
セグメント間の内部売上高又は 振替高	24	2	13	39	39	-
計	16,113	5,792	3,078	24,984	39	24,944
セグメント利益	1,188	129	49	1,367	356	1,011

(注)1 セグメント利益の調整額 356百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 356百万円が含まれております。全社費用は、主に持株会社である当社において発生するグループ管理費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、報告セグメント別の業績をより適切に評価するため、全社費用の配賦方法を一部変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報についても、変更後の方法により作成しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	6円80銭	28円21銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	244	1,015
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	244	1,015
普通株式の期中平均株式数(千株)	35,943	35,979

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月9日

株式会社永谷園ホールディングス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬野 隆一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社永谷園ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社永谷園ホールディングス及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。